

フリーランス取引適正化室

✓ フリーランス取引適正化室とは

フリーランス取引適正化室では、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（「フリーランス・事業者間取引適正化等法」）の施行後、法執行等における法解釈や法施行後3年を目途とした見直しの検討、ガイドラインの策定などの企画立案業務、同法に対する認知度及び理解度向上のための普及啓発業務、相談対応等業務などを行っています。

✓ 任期付弁護士的主要業務内容

法施行後3年を目途とした見直しに向けた検討

令和6年11月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法は、施行後3年となる令和9年度に見直しの検討が行われます。任期付弁護士の皆様には、実態調査や検討会の初期段階から参画いただき、論点整理をはじめとする検討作業において中心的な役割を担っていただきます。

個別案件における解釈の検討・相談対応

任期付弁護士の皆様には、フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく調査を実施する部署から寄せられる個別案件に係る法解釈上の問題等について、検討・助言を行っていただき、円滑な執行に寄与する役割を担っていただきます。

フリーランス取引適正化室からのメッセージ

フリーランス・事業者間取引適正化等法は施行から間もない法律です。新しい法律に関する業務に興味をお持ちの方は、是非、フリーランス取引適正化室での業務を御検討ください！